

2012年8月7日
SMBC日興証券株式会社

法人関係情報管理態勢の改善・強化策について

SMBC日興証券株式会社は、平成24年7月3日付の報告徴求命令に基づき、金融庁に法人関係情報の管理態勢に関する報告書を提出いたしました。

当社は、平成24年4月20日付の業務改善命令に基づき、法人関係情報管理に関する改善・強化策として業務改善計画を策定し、5月18日、金融庁に業務改善計画に関する報告書を提出いたしております。今般の報告徴求命令を受け、当社では改めて法人関係情報管理態勢を点検し、さらなる改善・強化策を策定いたしました。今後、証券会社として求められる公共的な役割を踏まえつつ、これらの改善・強化策の着実な履行を通じて、より一層の内部管理態勢の強化を図り、お客様をはじめ関係者の方々からの信頼回復に全社をあげて努めてまいります。

なお、当社の法人関係情報管理の態勢の概要、策定したさらなる改善・強化策の要旨は下記のとおりです。

記

1. 当社の法人関係情報の管理態勢の概要

当社の法人関係情報の管理態勢は、社内規程として「内部者取引管理規程」を整備し、売買管理部を法人関係情報の統括管理部署と定めた上で、法人関係情報の定義、報告、情報の管理方法、伝達の制限、禁止行為、売買管理等を規定することにより、法人関係情報を利用した不正取引及び内部者取引の未然防止を図っております。

当社では、内部者取引管理規程において、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門を法人関係部門（「プライベートサイド」といい、それ以外の部署を「パブリックサイド」といいます。）とし、プライベートサイドとパブリックサイドとの間に、組織的・物理的な障壁（チャイニーズ・ウォール）を設けて情報の流れを制限し、パブリックサイドに不用意に情報が伝わらないよう厳重に管理しております。管理の状況はコンプライアンス部門がモニタリングするとともに、内部監査部門でも監査しております。

また、平成24年2月、取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会の下部機関として内部管理統括責任者を部会長とした法人関係情報管理強化部会を設置、法人関係情報に関す

る制度、他社事例、社会情勢、法人関係情報管理に関する当社のレベル等について、集中的に協議し、法人関係情報管理に関する施策の効果モニタリング及び必要な強化策の策定を行っております。

2. さらなる改善・強化策の要旨

(1) インサイダー取引防止へのさらなる意識付けの強化

① 社員のインサイダー取引関与等により当社に生じた損害を当該社員に賠償請求することの明文化(実施時期:平成 24 年 8 月予定)

当社社員がインサイダー取引へ関与したこと等により、当社が損害を蒙った場合、その損害を当該社員に賠償請求する方針を具体的に例示して明文化し、インサイダー取引への関与は a.発覚すること、b.解雇処分となること、c.損害賠償を求められること、の 3 点をわかりやすく社員に周知徹底することにより、社員の不正防止への意識付けを強化いたします。

② 業務上必要のない法人関係情報を取得しようとする行為の禁止等の明文化(実施時期:平成 24 年 8 月予定)

内部者取引管理規程を改正し、役社員は、業務上正当な必要性がないにもかかわらず、法人関係情報を取得しようとしてはならないことを明記いたします。
また、社内外から不当に法人関係情報又はそれを推知させる情報の提供を求められた場合には、直ちに内部管理責任者等に報告することも内部者取引管理規程に明記いたします。コンプライアンス部門では、報告に基づき、状況を確認の上、必要に応じ、社外に対しても情報提供の停止や取引の謝絶等、適切に対応いたします。

(2) 証券業務未経験役社員への法人関係情報管理を含む法令遵守意識の徹底

① 証券業務未経験者を法人関係情報取得部門の役員へ直接登用することの原則禁止(実施時期:平成 24 年 9 月予定)

社外から証券業務の未経験者を法人関係情報取得部門*の役員(取締役及び執行役員)には原則として直接登用せず、証券会社特有の情報管理ルール等に精通させる期間を確保するため、原則として 3 か月以上、法人関係情報取得部門以外に配属することといたします。なお、証券業務の経験者など証券会社の業務を遂行する上でのコンプライアンスの意識が十分にあると考えられる者は、対象外といたします。

- * 資本市場統轄配下(統轄を含む、以下同じ)、事業法人・投資銀行統轄配下、金融・公共法人統轄配下、総合法人統轄配下の役員(取締役及び執行役員)、大阪駐在、名古屋駐在

② 中途入社役社員に対するフォローアップ研修の強化(実施時期:平成24年9月予定)

入社時の研修の充実に加え、証券業務特有の法人関係情報の管理をはじめとするコンプライアンス意識の徹底のため中途入社役社員に対しては継続的にフォローアップ研修を実施してまいります。

(3) 業務用携帯電話への通話録音機能の導入(実施時期:実施計画策定中)

モニタリング強化のため、現在実施中の固定電話の録音に加え、パブリックサイドの営業部署では、業務用携帯電話に録音機能を導入することを計画しております。また、導入にあわせて私用携帯電話の業務利用禁止について改めて周知徹底いたします。

(4) 内部監査部門による役員(取締役及び執行役員)の監査の実施(実施時期:平成24年9月)

現在、役員に関する監査は、監査役が、取締役面談、主要稟議内容閲覧、取締役・執行役員の交際費使用状況確認、取締役からの業務執行確認書徴求等を行っておりますが、それに加えて、従来、社員を対象としていた内部監査部門による監査の対象範囲を役員(取締役及び執行役員)に拡大し、内部監査部門が役員(取締役及び執行役員)に対しても文書情報の管理、社外メールの送信等法人関係情報を含む情報セキュリティ管理、接待贈答費等の経費管理等の検証を行ってまいります。

(ご参考) 業務改善計画において策定済みの改善策の骨子

- (1) 規程・ルールを整備・運用における改善・強化策
 - ・法人関係情報に関する法令違反及び社内ルール違反に対する厳罰化・明文化
 - ・法人関係情報伝達手続きの厳格化
 - ・全役社員へ法人関係情報管理に関する携行用ハンドブックの配布
- (2) 法人関係情報管理を含む役社員の法令遵守意識の徹底
 - ・全役社員向け集中研修の実施
 - ・全役社員向け法人関係情報管理に関する実効性のある研修の継続実施
- (3) 異例事項の早期発見における改善・強化策
 - ・異例事項の報告及び内部通報の重要性の周知徹底

- (4) モニタリングにおける改善・強化策
 - ・ 社内メールおよび社内会議のモニタリング強化
- (5) 監査における改善・強化策の実施状況の検証

添付資料

- ・ 法人関係情報管理態勢の改善・強化策一覧

以 上

分野	課題・問題点等	さらなる強化・改善策	完了状況	H24年度			H25年度
				7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
法人関係情報管理態勢	・法人関係情報管理態勢の強化	・法人関係情報管理強化部会*等、既存施策への継続的な取り組み *法人関係情報管理に関し定期的に協議するために設置されたコンプライアンス委員会(取締役会の諮問機関)の下部組織	○ (実施済み)				
規程・ルール	規程・ルール	・法令諸規則、社内規程に係る理解とその重要性の認識のさらなる浸透・徹底	・法人関係情報の取扱い等について、わかりやすく取り纏めた手順書(ハンドブック)を作成(イントラ掲載、冊子化し全役社員に配付)		H24.8 実施予定		
		・インサイダー取引防止へのさらなる意識付けの強化	・社員のインサイダー取引関与等により当社に生じた損害を当該社員に賠償請求することを明文化		H24.8 実施予定		
			・業務上必要のない法人関係情報を取得しようとする行為等の禁止を内部者取引管理規程において明文化		H24.8 実施予定		
	チャイニーズ・ウォールの構築	・法人関係部門(プライベートサイド)と非法人関係部門(パブリックサイド)間の情報隔離の徹底	・オフィス、書類、電子ファイル等の情報隔離の徹底に継続的に取り組み	○			
	報告(登録)	・法人関係情報の全案件を個人別に管理することによる管理・牽制強化	・新システム導入により全案件を個人別管理に移行		H24.12 完了予定		
	伝達制限(OTW等)	・パブリックサイドのOTW運用*の厳格化 ・プライベートサイド内におけるNeed to Knowの原則の運用の厳格化 *プライベートサイド以外の第三者に情報伝達を行う際に実施する手続き	・パブリックサイドのOTW運用の変更により部署別管理から個人別管理に移行し、伝達時期、伝達経路、伝達範囲を明確化、ルール変更時には通知等により周知徹底	○			
			・プライベートサイド内におけるNeed to Knowの原則について具体的な事例を挙げて周知徹底	○			
	営業推進面への牽制・不適切な勧誘行為の防止	・不適切な勧誘行為の禁止の継続的な徹底	・不適切な勧誘行為の禁止について継続的な注意喚起	○			
	処罰	・インサイダー取引およびインサイダー取引につながる情報提供、チャイニーズ・ウォール違反に対する処罰について明確化	・インサイダー取引およびインサイダー取引につながる情報提供、故意にチャイニーズ・ウォール違反を犯した役員職員に対し、解雇を含む処分が可能となるよう就業規則を改正	○			
			・厳罰化に合わせ全役社員より誓約書を徴求(誓約書の徴求は年一回継続実施。)	○			
研修・教育	・法人関係情報管理に関する研修の実効性向上	・全役社員向け集中研修を実施	○				
		・全役社員向け対話形式による研修を年1回実施(年1回のCLS研修に加え、双方向での対話形式による研修を年1回実施。研修時にプライベートサイドなのか、パブリックサイドなのか認識を確認)		H25.3 実施予定			
	・法人関係情報に関する各種研修の実効性を向上(不正取引の問題の本質や具体的事例の解説等、研修内容の工夫)		H25.3 完了予定(順次実施)				
	・証券業務未経験役社員への法人関係情報管理を含む法令遵守意識の徹底	・証券業務未経験者を法人関係情報取得部門の役員(取締役及び執行役員)へ直接登用することの原則禁止		H24.9 実施予定			
	・中途入社役社員に対するフォローアップ研修の強化		H24.9 実施予定				

分野	課題・問題点等	さらなる強化・改善策	完了状況	H24年度			H25年度	
				7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
異例事項の早期発見(内部通報等)		・内部通報の重要性や法人関係情報について異例事項を発見した社員が、上司又は内部管理責任者のほか、本社や日興アラーム*に相談することの重要性を周知徹底 *内部通報制度上の通報窓口	○					
モニタリング	チャイニーズ・ウォール	・法人関係情報の取扱に関する点検の継続	○					
	報告(登録)	・売買管理部のモニタリングの対象範囲の拡大	・新設されるCRM*の導入により売買管理部のモニタリングが全ての営業部門をカバー(順次導入。なお、投資銀行本部はH24年6月導入済み) *新たに導入する法人部門の顧客関係管理システム		H24.11 完了予定(順次導入)			
	伝達制限	・売買管理部による社内会議のモニタリング強化 ・各部における社内会議資料のチェック強化	・キーワード検索を利用した社内メールのモニタリング開始	○				
			・商品販売計画等が議論される会議(意図せず法人関係情報が伝達される可能性のある会議)に売買管理部が出席	○				
			・社内会議資料のチェック体制の自店監査による確認と自店監査時のサンプルチェックを実施	○				
	・業務用携帯電話の通話モニタリングの必要性	・パブリックサイドの営業部署では、業務用携帯電話に録音機能を導入 (私用携帯電話の業務利用禁止を徹底)		実施計画策定中				
	不公正取引	・不公正取引の点検の継続	・法人関係情報登録銘柄につき、内部者登録顧客取引、当社従業員取引等のチェックを継続	○				
営業推進面への牽制・不適切な勧誘行為の防止	・トレーディング部門のモニタリングの強化	・トレーディング部門に専任のモニタリング担当者を配置し、モニタリングを強化	○					
経営層によるモニタリング		・経営層によるモニタリングの継続	○					
監査	・役員への監査による、牽制の強化	・内部監査部門による役員(取締役及び執行役員)の監査の実施		H24.9 実施予				
	・改善策実施状況の確認	・改善策が着実に実施されていることを検証		H25.3完了予定				